

Tax

Issue P387 – 2024 年 3 月 5 日

日本語翻訳版

Tax Analysis

中国税関による関税徴収管理の法整備が加速 – 「関税法（草案）」概要分析

Author:

Roger Chen

Partner

Tel: +86 21 2316 6922

E-mail: rogechen@deloitte.com.cn

2023 年 11 月、税関総署は「中華人民共和国関税法」（改正草案意見募集稿）¹（以下、「関税法（改正草案意見募集稿）」）を公布し、続いて同年末、全国人民代表大会常務委員会は、「中華人民共和国関税法（草案）」²（以下、「関税法（草案）」）を公布し、パブリックコンサルテーションを実施した。これは、中国税関分野で最も重要な 2 つの法律の改正が想定されることを意味する。本 Tax Analysis では、「関税法（草案）」の概要分析を行う。

背景

中国の租税法律主義に基づく法整備推進の重要な一環として、関税法の制定は、中国の「租税法律主義」という基本方針を反映するものである。2015 年 8 月、関税法、環境保護税法、船舶とん税法、資源税法の立法化は第 12 期全国人民代表大会常務委員会の立法計画に取り込まれたが、現在、環境保護税法、船舶とん税法、資源税法の立法化が完了し、正式施行が開始している。また、増値税法は 2019 年に意見募集稿が公布され、続いて 2022 年と 2023 年に第一稿草案と第二稿草案が公布された。「関税法（草案）」の公布が遅れているのは、2018 年以來の中国税関の組織改革、及び関税法の同時改正から少なからず影響を受けた結果であると考えられる。

「中華人民共和国関税法」は正式施行後、現行の国務院行政法令である「中華人民共和国輸出入関税条例」（以下、「関税条例」）に取って代わり、「中華人民共和国関税法」との整合性が確保される。税関総署が昨年 11 月に公布した「関税法（改正草案意見募集稿）」において、関税徴収管理に関する内容は、関税事務担保関連を除き、ほとんど削除されている。また、「中華人民共和国関税事務担保条例」、「中華人民共和国関税輸出入貨物徴税管理弁法」、「中華人民共和国関税による税収保全および強制措置暫定弁法」といった国務院行政法令および関税法令は、「中華人民共和国関税法」の統轄と指導のもとで施

¹ <http://www.customs.gov.cn/customs/302452/302329/zjz/5485994/index.html>

² <http://www.npc.gov.cn/flcaw/flca/ff8081818c24df58018cae71b9e47c4b/attachment.pdf>

行されることとなる。

概要

現行の「関税条例」は計 6 章 67 条から構成されるが、「関税法（草案）」は本文 7 章 70 条と附則の「中華人民共和国輸出入税則」から構成され、前者と比べて多くの改正を行ったものとなっている。主な改正内容は以下の通りである。

1. 共産党による指導の堅持

「関税法（草案）」の「総則」第 5 条では、「関税業務は、中国共産党による指導の下で実施するよう堅持しなければならない」と定められている。先日公布された「関税法（改正草案意見募集稿）」の「総則」第 3 条においても、同様の指導思想と基本原則が明記されている。これは、憲法と立法法の関連規定を踏襲し、習近平総書記の法治思想概論を反映するものとなっている。

2. 職務分掌の明確化

「関税法（草案）」では、関税の品目・税率に関わる全国人民代表大会、国務院、国務院関税税則委員会およびその弁公室（財政部関税司）などの機関の職務分掌が明確化されている。現行の実務アレンジとして、国務院関税税則委員会は、国際協定や公約に従って関税の品目・税率を調整するのみならず、毎年税関総署などの機関を組織して税政調査を行い、業界から意見や提案を募集する上で、翌年の関税調整案を制定する。「関税法（草案）」は、税関業務に明確な法的根拠を提供する。

3. 税率適用ルールの更なる明確化

ここ数年、中国は最恵国税率、協定税率、暫定税率の調整を頻繁に行っており、また、より多くの国・地域と自由貿易協定を締結した。その影響を受け、1 つの税番に適用される最恵国税率、協定税率、暫定税率が異なる可能性があり、ひいては最恵国税率が協定税率を下回るケースも見受けられる。納税者の税率適用ルールへの理解の一助として、「関税法（草案）」は、上述した特殊税率の適用について明確化している。

4. 貨物通関と税額確定の分離

「関税法（草案）」第 40 条の規定によれば、「関税徴収管理は、「貨物通関と税額確定の分離」モデルの運用を選択できる」。また、第 44 条の規定によれば、「納税者・源泉徴収義務者が税金を納付した日、または貨物が通関した日から 3 年を超えない場合、税関は、納税者・源泉徴収義務者の納付すべき税額に対して、確認を行う権限を有する」。上述の規定は、「貨物通関と税額確定の分離」モデルの運用、及びそれを前提とした「貨物通関後の税金追徴」に法的根拠を提供するものとなっている。「貨物通関と税額確定の分離」は、欧米先進諸国を始めとして、各国の税関の一般慣行となっており、中国における輸出入貨物の通関高速化に寄与すると同時に、納税者における自主的申告・納税義務の増加にも繋がることに留意する必要がある。

5. 税務コンプライアンス違反の処罰強化

For more information, please contact:

Tax & Business Advisory

Indirect Tax Services

National Leader

Lily Li

Partner

Tel: +86 21 6141 1099

E-mail: lilyxcli@deloitte.com.cn

National Deputy Leader

Shu Tian

Partner

Tel: +86 10 8534 2338

E-mail: shutian@deloitte.com.cn

Customs and Global Trade Services

National Leader

Dolly Zhang

Partner

Tel: +86 21 6141 1113

E-mail: dozhang@deloitte.com.cn

Northern China

Mu, Betty Zheng

Director

Tel: + 86 10 8512 5698

E-mail: bemu@deloitte.com.cn

Eastern China

Liqun Gao

Partner

Tel: +86 21 6141 1053

E-mail: ligao@deloitte.com.cn

Southern China

Janet Zhang

Partner

Tel: +86 20 2831 1212

E-mail: jazhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 8823 1208

E-mail: ftang@deloitte.com.cn

現行の「関税条例」に違反した場合の処罰については、「原則として、「税関法」、「税関行政処罰実施条例」、及びその他の法律法規などの規定に従い処罰する」と規定されている。今回公布された「税関法（草案）」では、「法的責任」という独立した章が設けられ、各種税法違反行為に対する罰則の明確化、及び処罰の強化がについて定められた。例えば、「関税法（草案）」第 62 条の規定によれば、納税者・源泉徴収義務者が財産の移転・隠匿を行い、税関の税金追徴を妨害した場合、未納税額の 5 倍以下の罰金を科すことができる。

また、税務コンプライアンス違反に対する税関の徴収管理措置の充実化について明文化された。例えば、「関税法（草案）」第 48 条の規定によれば、納税者・源泉徴収義務者が税金、滞納金を納付せず、かつ税関に担保を提供していない場合、税関は承認を得て、出入国管理機関に通知し、関係者に対して出国制限措置を講じることができる。「関税法（草案）」第 53 条により、関税法の関連規定を回避し、合理的な事業目的を伴わずに納付すべき税額を減少させる行為に対して、関税調整などの反回避措置を取る権限が所轄行政機関に付与された。

6. 過大納付税額の還付申請期限の延長

「関税法（草案）」第 50 条の規定によれば、納税者が税金の過大納付を発見した場合、税金の納付日から 3 年以内であれば、書面をもって税関に過大納付税額の還付を申請することができる。当該規定により、還付申請期限は現行の「関税条例」の「1 年」から、税関の税金追徴期限と同様の「3 年」に延長され、権利責任相応原則を反映するものとなっている。

また、関税納付済み貨物について、関税納付日から 1 年以内の原状返品による再輸出に対して関税の還付が認められる事由として、現行の「関税条例」における「品質または規格上の理由」のほか、「関税法（草案）」第 51 条により、「不可抗力」が追加され、税金還付の適用対象となる状況が増加した。

上述した改正のほか、「関税法（草案）」では、税関による租税徴収代行及び徴収管理措置の一部細部規定の削除や、下位法である行政法令・税関法令の現行規定の取り入れなど、入国物品に係る関税徴収管理規定の整備が行われた。また、「関税法（草案）」では、先日公布された「税関法（改正草案意見募集稿）」に合わせて、一部文言の調整（例：課税価格の中国語を「完税価格」から「计税价格」に調整）が見られるが、異なる文言が使用されるケースも存在する。例えば、「税関法（改正草案意見募集稿）」では「税関責任者」という文言が用いられているが、「関税法（草案）」では従来通り、「直属税関の税関長またはその授権を受けた従属税関の税関長」という文言が採用されている）。

考察とアドバイス

中国の全国人民代表大会において、法律に関する審議は三段階審議制度が採用されており、各段階の審議の後、審議済みの条文に対してパブリックコンサルテーションが実施される。今回の「関税法（草案）」に対するパブリックコンサルテーションは初回であり、そこで得たコメントに基づき、条文の調整が行われる予定である。また、関税法、関税法の立法化に合わせて、国务院と税関総署は下位法である行政法令と税関法令の改正に取り組んでおり、今後一定期間にわたって、中国税関分野の法令・規則改正が頻繁に行われることが想定される。関係する輸出入企業は、関税法改正の動向に留意し、税関業務コンプライアンス管理に努める必要がある。具体的には、下記の行動が推奨される。

- **立法に関する意見募集に積極的に参加する。** 企業が租税徴収管理実務で遭遇した困難と問題、及び企業側の合理的な要望を行政機関にフィードバックすることが推奨される。中国の法律の多くは原則的な規定から構成されており、条文に疑義を引き起こす曖昧な記述が存在する場合、実務では、税関と企業の理解に食い違いが生じ、税務紛争を引き起こし、企業のコンプライアンスに影響を与える可能性がある。法律法規における定義や原則的な規定の明確化や具体化の推進は、企業におけるより透明性の高い輸出入通関コンプライアンス管理、及びより正確な通関所要時間見積もりに寄与する。
- **立法・租税徴収管理の動向に注目する。** 輸出入企業は、税務政策調査に積極的に参加し、所轄機関にコメントを提供すると同時に、立法の動向とそれに伴う監督管理体制の変化に注目し、今後のコンプライアンス管理、政府施策への対応、及び関連政策の活用によるコスト削減・効率向上のための基礎を築くことが推奨される。今回の「関税法（草案）」で定められた「貨物通関と税額確定の分離」モデルを例に挙げると、企業は、将来において当該モデルの運用が企業側のコンプライアンス確保に与える潜在的な影響に注目し、通関後に発生する関税事項への対応にあたって、自主開示などのメカニズムの有効活用を検討することが推奨される。

- 通関業務管理メカニズムを継続的に整備する。関税法の立法化をきっかけに、社内の通関業務管理メカニズムの整備を推進し、専門的な物流・通関及び貿易コンプライアンス部門の設立、細部まで行き届いた標準化された輸出入申告業務プロセスの確立を通じて、管理者と通関業務担当者のコンプライアンス意識を高めると同時に、通関業務のコンプライアンスチェックの定期的な実施により、通関業務に関する重大な問題やリスクが発生する可能性を減らし、税関の各種優遇政策を活用し、運営コストを削減する機会を模索することが推奨される。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact the regional leaders:

China

Victor Li

Tax Managing Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
E-mail: vicli@deloitte.com.cn

Northern China

Xiaoli Huang

Partner
Tel: +86 10 8520 7707
Fax: +86 10 6508 8781
E-mail: xiaoli Huang@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner
Tel: +86 21 6141 1059
Fax: +86 21 6335 0003
E-mail: mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Jennifer Zhang

Partner
Tel: +86 20 2885 8608
Fax: +86 20 3888 0115
E-mail: jenzhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Fax: +86 23 8857 0978
E-mail: ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

China National Tax Technical Centre

E-mail: ntc@deloitte.com.cn

Northern China

Julie Zhang

China National Tax Technical Centre
Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 6508 8781
E-mail: juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
E-mail: kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner
Tel: +86 28 6789 8008
Fax: +86 28 6317 3500
E-mail: tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland)

German Cheung

Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0115
E-mail: gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Chik, Doris Wai Chi

Partner
Tel: +852 2852 6608
Fax: +852 2543 4647
E-mail: dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

華北地区

天津
服部 功
Senior Manager
Tel: +86 22 2320 6620
Email: ishattori@deloitte.com.cn

華北·華東地区

北京·上海
板谷 圭一
Partner
Tel: +86 21 6141 1368
Email: kitaya@deloitte.com.cn

華東地区

上海
中野 隆正
Senior Manager
Tel: +86 21 3313 8800
Email: tnakano@deloitte.com.cn

華南地区

廣州
左 迪
Partner
Tel: +86 20 2831 1309
Email: ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Deloitte CN, Marketing by email at cimchina@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte China (デロイト中国) は、中国の改革開放と経済発展に貢献するリーディングカンパニーとなることを長期的なコミットメントとし、統合的なプロフェッショナルサービスを提供しています。デロイト中国は、中国のパートナーによって所有され、グローバルにつながりながら、ローカルに深く根ざした現地会社です。中国の 30 都市において 2 万人以上のプロフェッショナルを擁し、世界トップレベルの監査・保証、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、ビジネスアドバイザー、税務サービスをワンストップでお客様に提供しています。

デロイト中国は、誠実さをもってサービスを提供し、品質を維持し、革新に努めています。プロフェッショナルとしての卓越性、業界を超えた洞察力、インテリジェントなテクノロジーソリューションにより、様々な分野のクライアントやパートナーが機会を捉え、課題に取り組み、世界レベルの高品質な開発目標達成を支援します。

Deloitte (デロイト) ブランドは 1845 年に誕生し、1978 年から使用する中国語名「德勤」は誠実さ、勤勉さ、卓越性を表しています。デロイトのメンバーファームのプロフェッショナルネットワークは、現在 150 以上の国や地域に広がっています。Deloitte (デロイト) は、「To make an impact that matters」という企業ミッションのもと、資本市場に対する社会の信頼を高め、顧客の変革と成功を支援し、人材を受け入れるために未来を迎える力を生かし、より強い経済、より公平な社会、持続可能な世界の実現に向けた道を切り拓いていきます。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (「DTTL」)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のひとつまたは複数指します。DTTL (または「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市にてサービスを提供しています。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オーストラリア、バンコク、北京、バンガロール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。